

g コンテンツ流通推進協議会 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、g コンテンツ流通推進協議会（英語名：g-Contents Exchange Promotion Association）（以下、「協議会」という。）と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 協議会は、地理空間情報を付与されたデジタル素材（コンテンツ）（以下、『g コンテンツ』という。）の流通推進を通じて、g コンテンツ流通市場を顕在化拡大化させるべく、その流通基盤等を整備し、産業クラスターの創生を図る事を目的とする。

(事業)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) g コンテンツ流通に関わる事業推進支援
- (2) g コンテンツ流通推進を阻害する課題の解決と制度整備への提言
- (3) その他 g コンテンツの流通推進に関する事業
- (4) g コンテンツに関する普及啓発と情報交流活動
- (5) g コンテンツに関する研究会活動

第3章 会員等

(会員等)

第4条 協議会の会員は第2条の目的に賛同する者とする。

- ① 協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会届けを提出する。
- ② 会員が協議会を諸事情により退会しようとするときには、別に定める退会届けを提出しなければならない。
- ③ 会員は別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。
- ④ 会員の種別は以下の通りとし、その会員になろうとする者はその目的により自由を選択する事ができる。

(ア) 幹事会員：協議会の事業計画の策定に参加する権利を有すると共に、運営委員会に参加する権利を有する。また、協議会が実施する事業及び委員会活動等へ参画すること、協議会が会員に限定して発信する各種情報の提供を受けることができる。また、「次世代電子情報利活用推進フォーラム」への無償での参加資格を有する。

(イ) 法人会員：運営委員会に参加する権利を有する。また、協議会が実施する事業及び委員会活動等へ参画すること、協議会が会員に限定して発信する各種情報の提供を受けることができる。また、「次世代電子情報利活用推進フォーラム」への無償での参加資格を有する。

(ウ) NPO会員：NPO（非営利団体）、もしくは大学等が協議会に参画する場合に、その団体の性格を考慮し、別途協議会会員枠を設定する。その権利は運営委員会に参加する権利及び「次世代電子情報利活用推進フォーラム」の参加資格を除き、法人会員と同等とする。

(エ) 特別会員：特定の大学、団体、研究機関に所属する有識者であって、協議会の主旨に賛同し、協議会が実施する実施事業へ参加を希望する個人は、運営委員会の議決により、特別会員となることができる。その権利は運営委員会に参加する権利及び「次世代電子情報利活用推進フォーラム」の参加資格を除き、法人会員と同等とする。

- ⑤ 会員が会費を納入せず、または会員として相応しくない行為があったときは、これを除名することが出来る。
- ⑥ 会員は、退会または除名された後は、④に定める会員としての権利を失い、また退会または除名の前に協議会に納入した会費等については何ら請求する

ことは出来ない。

- ⑦ 関係行政機関など、協議会が特に認める機関は、オブザーバとして協議会の活動に参加できる。但し、会員と同等の権利を有さない。

(会費)

第5条 第4条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を下記の通りとする。

- ① 会費は、規約第4条で定めた会員種別ごとに1事業年度につき以下の金額とする。ただし、幹事会員を希望した企業のうち、設立5年未満、又は資本金3,000万円以下の場合、運営委員会の定めるところにより金額の減額措置を受けることができる。

幹事会員：500,000円（消費税別途）

法人会員：200,000円（消費税別途）

NPO会員：30,000円（消費税別途）

特別会員：会費免除

- ② 会費は、毎事業年度の更新手続後、2月以内に納入するものとする。
- ③ 事業年度開始後入会した会員については、当該事業年度分の会費を入会后2月以内に納入するものとする。
- ④ 会員が退会した場合は、既に納入した会費は返還しない。

第4章 役員等

(役員等)

第6条 協議会に、役員として以下を置く。

- ① 会長
- ② 副会長

(選任及び職務等)

第7条 役員を選任及び任務は以下の通りとする。

- ① 運営委員会において、会長、副会長を選出する。会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長が諸事情により会務を総括できない場合に、その代行として会務を総括する。
- ③ 役員任期は1年とし、再任を認める。

第5章 運営等

(運営委員会および総会)

第8条 運営委員会は第5条の規定に則り会員で構成し、協議会の運営に関する重要な事項（本規約の変更、事業計画等）を議決する。但し、止むを得ない理由により会に附議することができない事項は役員、幹事会員による臨時に設置された会議体においてこれを決する事ができる。

- ① 会は毎年1回または2回開催する。また必要に応じ臨時にこれを開催できる。ただし、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- ② 会は会長が招集する。
- ③ 会の議長は会員の互選により選出する。
- ④ 会は会員（NPO会員及び特別会員を除く。以下本条において同じ。）の過半数の出席を以って成立し、議事は出席会員の過半数を以って決する。（前項①の書面または電子メールによる場合を含む。）
- ⑤ 止むを得ない事由により会に出席できない会員は、予め通知された事項に関して、書面（電子媒体を含む。）で表決し、又は、代理人（電子媒体による委任を含む。）もしくは議長に表決を委任することができる。
- ⑥ 前項の規定により、書面で表決し、又は表決を委任した会員は会に出席したものとみなす。

第6章 事務局等

(事務局等)

第9条 協議会の事務局は、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）電子情報利活用研究部に設置する。

第7章 事業年度

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

〔附 則〕

1. この規約は平成24年4月20日に開催されるgコンテンツ流通推進協議会運営委員会兼総会における平成24年度事業計画の承認決議がなされた翌日から施行する。
2. この規約は平成26年6月30日の平成26年度事業計画の承認決議がなされた翌日から施行する。